



グローイング・フロンティア 株式ファンド

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2021年7月30日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 10兆3,920億円(2021年7月30日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	エマージング	ファンド・ オブ・ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月21日に関東財務局長に提出しており、2021年9月22日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

フロンティア諸国の株式等への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、フロンティア諸国の企業の株式等へ投資を行います。

- フロンティア諸国において、持続的に高い利益成長が見込まれる企業の株式等に投資を行います。
- フロンティア諸国の業績寄与が高い先進国、新興国の企業の株式にも投資を行います。
- 投資対象とするフロンティア諸国が、経済成長や市場規模の拡大により新興国扱いとなる（その逆も含む）場合等において、投資する国の構成が大きく変動する場合があります。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

※株式には上場予定の株式や預託証書（DR）等を含みます。

フロンティア諸国とは

当ファンドにおけるフロンティア諸国*とは、経済が発展段階の初期にあり、先進国、新興国より市場規模等が小さく、将来的に高い成長が期待される国・地域を指します。

*MSCI(指数算出会社)で定義されている先進国、新興国いずれにも入らない国とします。

なお、投資対象銘柄に柔軟性を持たせるため、一部の新興国にも投資を行います。

2 実質的な運用は、フロンティア諸国および新興国を含む世界の株式運用に強みを持つ、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが行います。

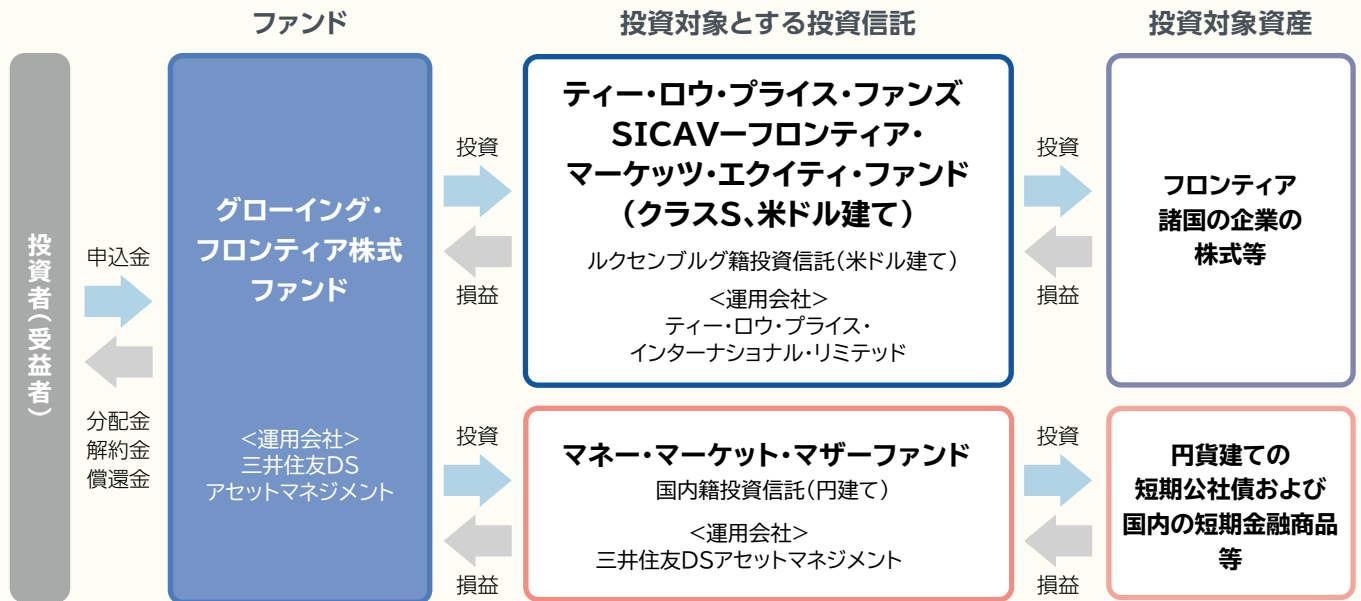
- ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、フロンティア諸国株式投資において、パイオニア的な存在で20年以上の投資実績を有します。
- 同社は、グローバルに資産運用業務を展開する米国のティー・ロウ・プライス・グループ傘下の運用会社（以下、同グループを総称しティー・ロウ・プライスといいます。）です。

3 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

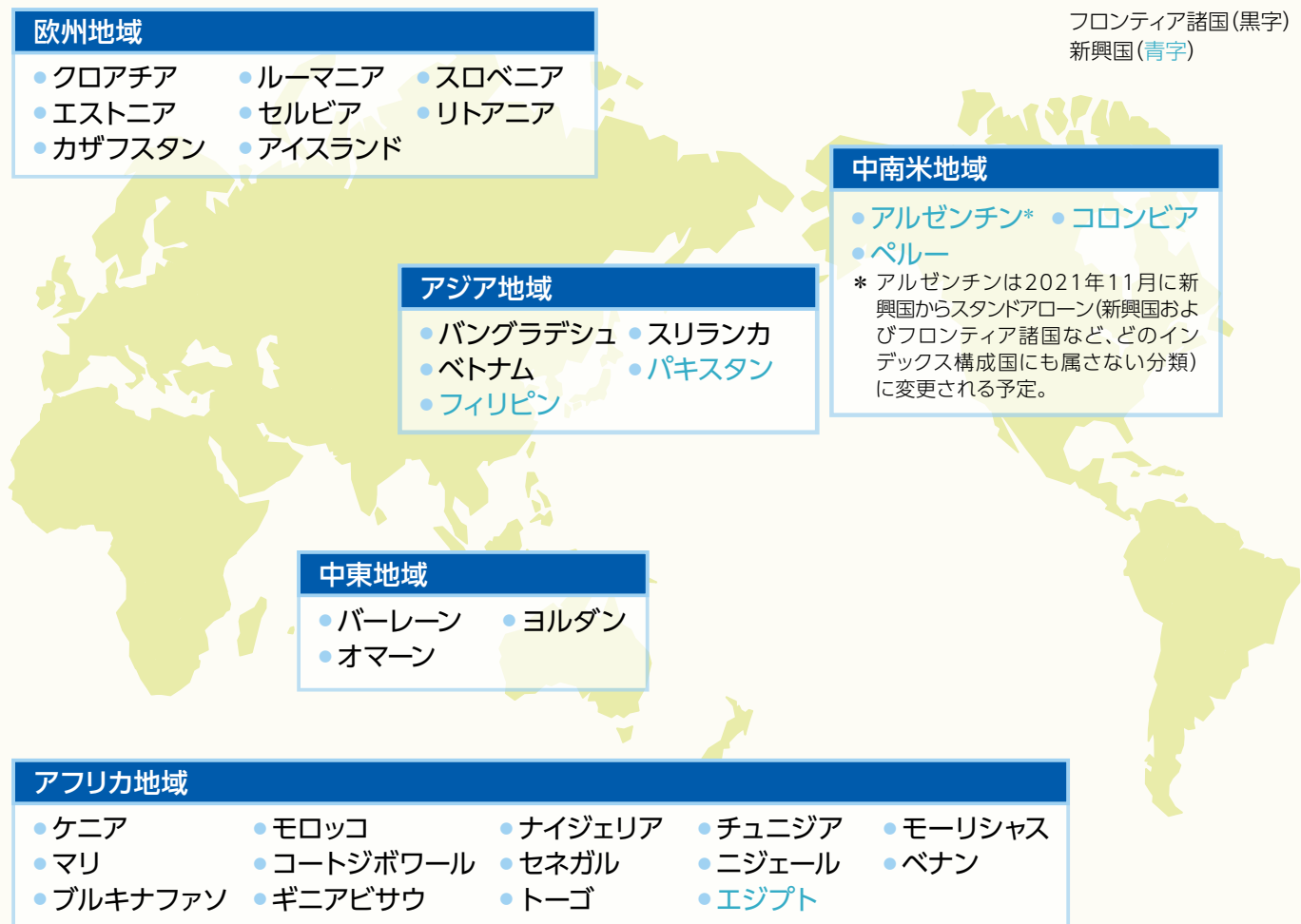
ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAVーフロンティア・マーケット・エクイティ・ファンド(クラスS、米ドル建て)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、フロンティア諸国の企業の株式等となります。

当ファンドが投資対象とする主なフロンティア諸国等



※上記はMSCI フロンティア・マーケット・10/40 インデックス構成国とMSCI フロンティア・エマージング・マーケット・インデックス構成国のエマージング国(新興国)を記載しています。2021年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記のすべての国に投資するとは限りません。また、上記以外の国の株式に投資することがあります。

(出所) FactSet

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

[ティー・ロウ・プライスについて]

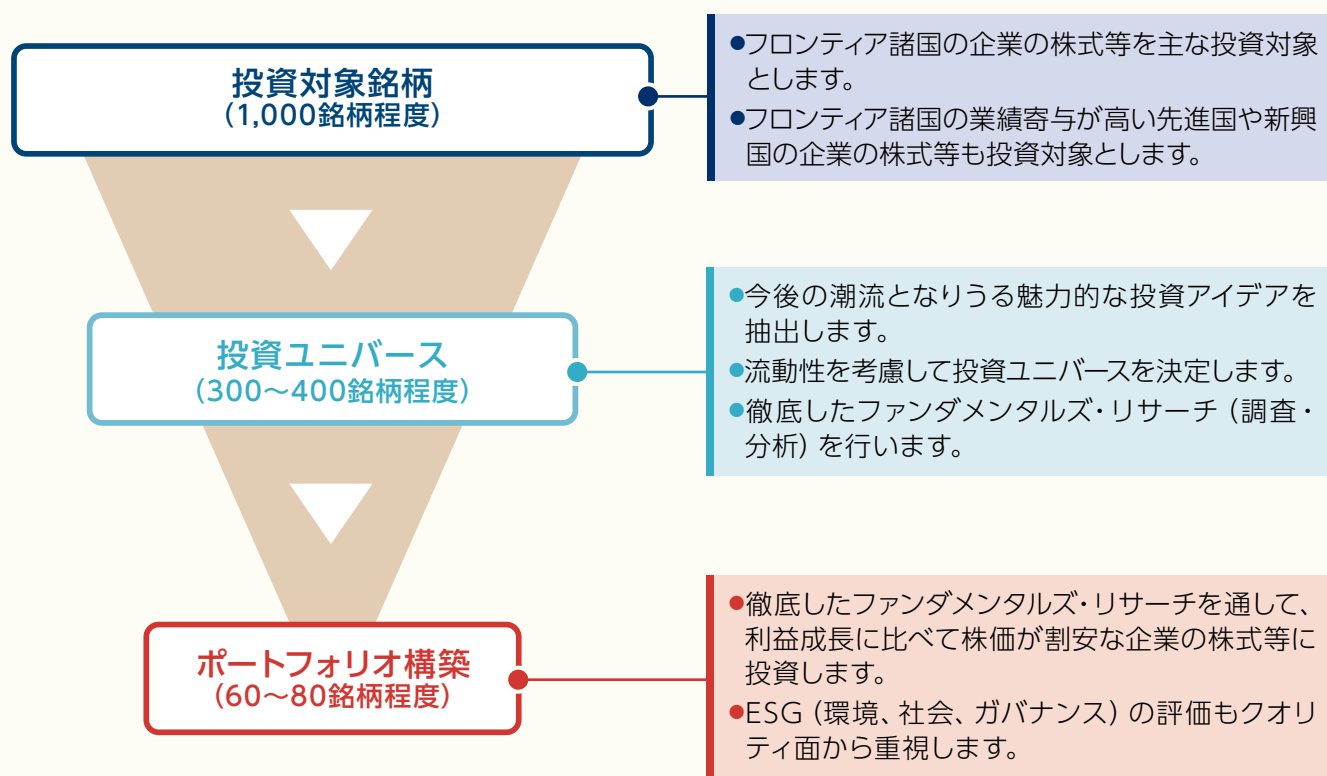
T.Rowe Price®
INVEST WITH CONFIDENCE



概要	要 ・ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、米国のティー・ロウ・プライス・グループ傘下の運用会社です。 ・ティー・ロウ・プライス・グループは1937年に設立された独立系の資産運用会社であり、グローバルに資産運用業務を行っています。	フロンティア諸国株式の運用体制 ・フロンティア諸国株式投資の運用チームは、ファンドマネージャー1名、中核的フロンティア市場株式運用チーム3名で構成されています。 ・汎フロンティア市場株式運用チーム(12名)から国・地域・セクター間による企業見通し、フロンティア市場担当債券アナリスト(8名)からマクロ経済や為替の見通しなどの情報を入手し、共有します。
本社所在地	ボルチモア(米国)	
運用資産残高	約1兆6,231億米ドル(約180兆円)	

(注) 2021年6月末現在。運用資産残高のデータは同時点の為替レート(1米ドル=111.09円)で円換算。

[運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2021年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) ティー・ロウ・プライス、Bloombergのデータを基に委託会社作成

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 年1回(原則として毎年6月26日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の概要

▶ ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAVーフロンティア・マーケッツ・エクイティ・ファンド(クラスS、米ドル建て)

形 態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託
主 要 投 資 対 象	フロンティア諸国の企業の株式等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	主としてフロンティア諸国の企業の株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。
主 な 投 資 制 限	● 同一企業の発行する株式等への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ● 有価証券の空売りは行いません。 ● 純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ● デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
決 算 日	原則として、毎年12月31日
分 配 方 針	分配しません。
運用管理費用	運用報酬等、管理およびその他の費用の負担があります。
運 用 報 酬 等	純資産総額に対して年0.95%* * 上記の料率に相当する額をグローイング・フロンティア株式ファンドにおいて、直接負担します。なお、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。
管 理 お よ び そ の 他 の 費 用	● ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAVの資産の最大0.07%、最低0.01%、またはファンド毎に40,000米ドルの高い方となる管理事務代行者報酬 ● 保管される資産額に応じて、最大0.025%、最低0.001%となる保管者報酬 ● ファンドの管理・保管・設立、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	ありません。
申 込 手 数 料	ありません。
スウィング・プライシング	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整され、ファンドの基準価額に反映されることがあります。
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ マネー・マーケット・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
決 算 日	原則として、毎年3月1日(休業日の場合は翌営業日)
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.005%
申 込 手 数 料	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

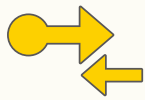
外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

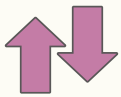
特に投資先がフロンティア諸国等の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

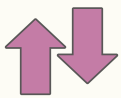
その他の留意点



ファンド固有の留意点

外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、当該国外で設定されたファンドが有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。



投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

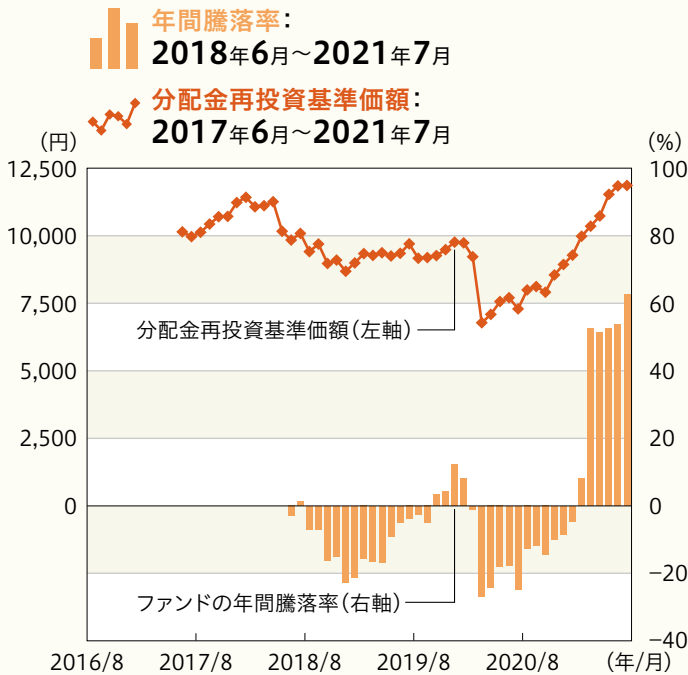
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

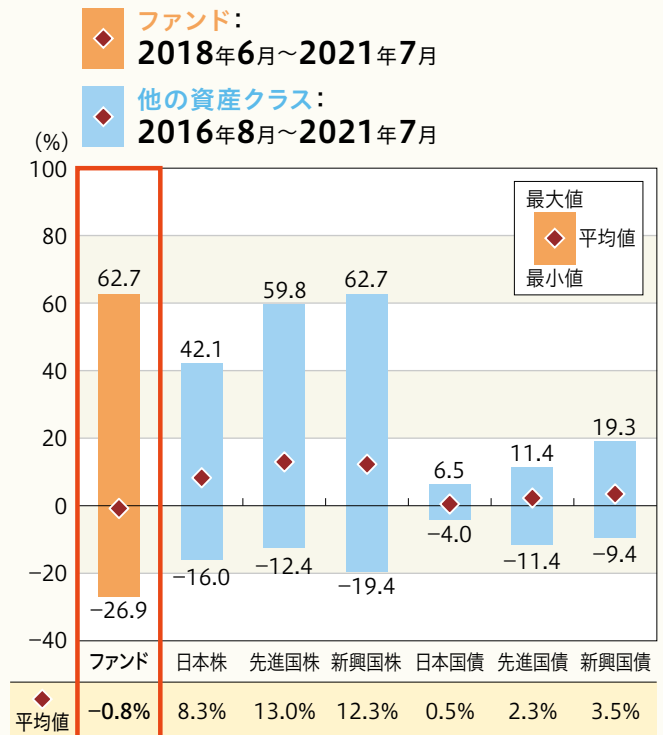
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

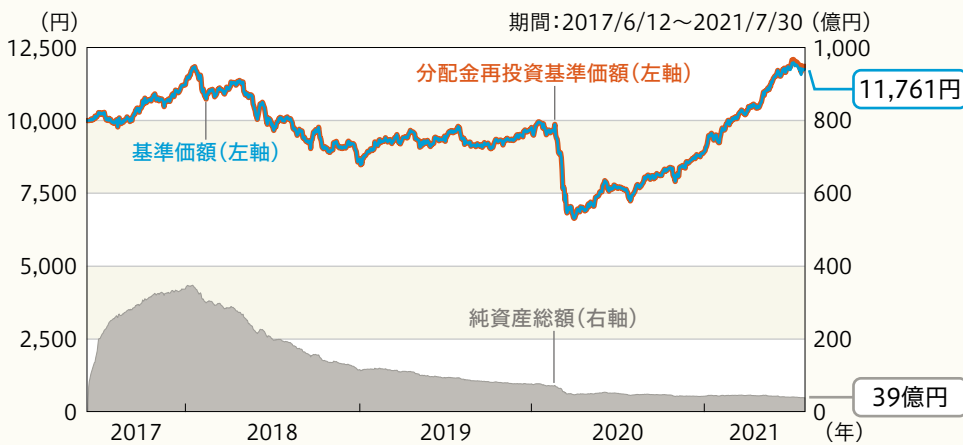
日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2021年7月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2021年6月	100円
2020年6月	0円
2019年6月	0円
2018年6月	0円
設定来累計	100円

※分配金は1万口当たり税引前です。

主要な資産の状況

■グローイング・フロンティア株式ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	98.43
親投資信託受益証券	日本	0.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.51
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV-フロンティア・マーケット・エクイティ・ファンド(クラスS、米ドル建て)	98.43
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	0.06

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV-フロンティア・マーケット・エクイティ・ファンド(クラスS、米ドル建て)
当該投資信託をシェアクラスとして含む「ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV-フロンティア・マーケット・エクイティ・ファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
ベトナム	株式	Mobile World Investment	小売	8.36
ベトナム	株式	FPT	ソフトウェア・サービス	6.63
アイスランド	株式	Marel HF	資本財	5.86
ケニア	株式	Safaricom	電気通信サービス	5.70
カザフスタン	株式	Halyk Savings Bank of Kazakhstan	銀行	4.98
スロベニア	株式	Nova Ljubljanska Banka dd	銀行	4.76
バングラデシュ	株式	BRAC Bank	銀行	4.63
ルーマニア	株式	Banca Transilvania	銀行	4.59
ベトナム	株式	Nam Long Investment	不動産	4.05
ベトナム	株式	Phu Nhuan Jewelry JSC	耐久消費財・アパレル	3.40

※比率は、ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV-フロンティア・マーケット・エクイティ・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

基準日: 2021年7月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■マネー・マーケット・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	75.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		24.07
合計(純資産総額)		100.00

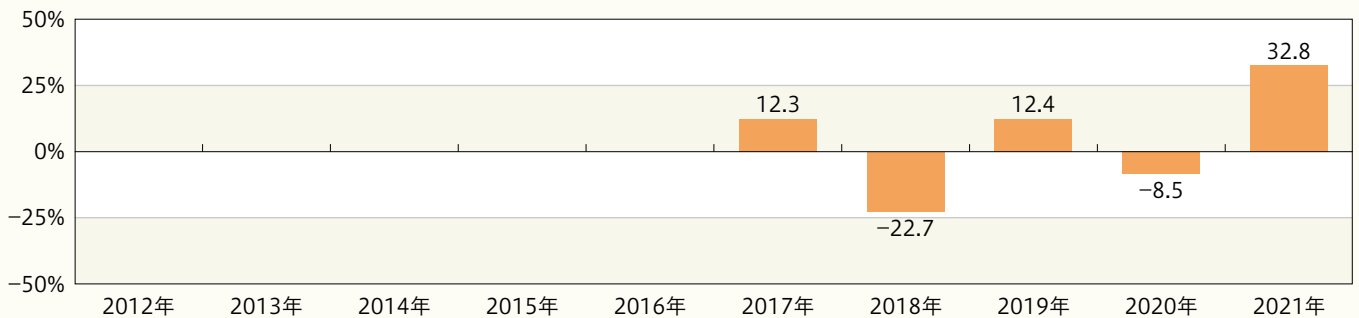
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	特殊債券	第163回政府保証 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	0.901	2022/5/31	19.70
日本	特殊債券	第142回政府保証 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	1.000	2021/8/31	19.56
日本	特殊債券	第159回政府保証 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	0.900	2022/3/18	18.35
日本	特殊債券	第152回政府保証 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	1.100	2021/12/28	18.33

※比率は、マネー・マーケット・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2017年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2017年6月12日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2021年のファンドの収益率は、年初から2021年7月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに購入・換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2021年9月22日から2022年3月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ●ルクセンブルグの銀行の休業日 ●ロンドンの銀行の休業日 ●ニューヨークの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎年6月26日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信 託 期 間	2027年6月28日まで(2017年6月12日設定)
繰 上 償 還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 残存口数が10億口を下回ることとなったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	1,500億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基 準 価 額 の 法 照 会 方 法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「Gフロンテ株」として掲載されます。
課 税 関 係	● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※ 上記は、2021年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に 年1.13025% (税抜き1.0275%) の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。		
フ ン ド	<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.30%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.0275%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投 資 信 託	年0.95%程度*(左記の料率に相当する額をファンドにおいて、直接負担します。)		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 年2.08025% (税抜き1.9775%) 程度*		
*投資対象とする投資信託の運用管理費用には、上記のほか、別途、管理事務代行者報酬および保管者報酬等がかかります。そのため、実質的な負担はこれらの報酬を加えたものとなります。また、報酬等には、年間最低報酬額等が定められているものもあるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。詳しくは、前掲「ファンドの目的・特色」の「追加的記載事項」をご参照ください。			
その他の費用・ 手数料	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等 を示すことができません。 ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。		

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。

また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度 NISA

未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA

対象となる投資信託	公募株式投資信託(新たに購入が必要)	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる 配当所得 および 譲渡所得	
利用対象となる方	20歳以上 の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0～19歳 の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非課税の期間	最長 5年間 (投資期間は2023年まで)	
利用できる限度額	120万円 ／年 (最大 600万円)	80万円 ／年 (最大 400万円)

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2021年7月末現在のものです。



三井住友DSアセットマネジメント